

諏訪東京理科大学の公立大学法人化に関する設立団体の形態について

1 設立団体の形態に関する協議について

諏訪東京理科大学を公立大学法人化する場合は、以下の2つのケースが考えられる。

- (1) 単独の地方公共団体が設立団体となる場合。
- (2) 複数の地方公共団体が共同して設立団体となる場合である。

公立大学法人の設立団体の形態に関しては、関係公共団体の協議によってこれを決定する。

2 複数の地方公共団体が共同して設立団体となるケース

複数の地方公共団体が共同して設立団体となるケースとしては、様々な組み合わせが考えられるが、その形態は次のいずれかの方法によることとなる。

- (1) 地方公共団体の組合(地方自治法第284条)
 - ① 広域連合
 - ② 一部事務組合

	共同処理制度	制度の概要
法人の設立を要する	広域連合	普通地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。広域連合が成立すると、共同処理するものとされた事務は、構成団体の権能から除外され、広域連合に引き継がれる。
	一部事務組合	普通地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。一部事務組合が成立すると、共同処理するものとされた事務は、構成団体の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれる。